

## 足立区立栗原北小学校開かれた学校づくり協議会要綱

- 第1（名称）本会は、「足立区立栗原北小学校開かれた学校づくり協議会」と称する。
- 第2（目的）本会は、開かれた学校づくりの趣旨に則り、学校、家庭、地域が一体となって、それぞれの責任と役割を果たせるよう、学校を支え、支援することを目的とする。
- 第3（組織）本会は、校長、副校長のほか、次に掲げる者の中から、校長が推薦し、教育委員会が委嘱した委員をもって組織する。
- 一 保護者（PTA）
  - 二 児童の健全育成にかかわる活動をする機関・団体の長、または長の推薦する者
  - 三 地域の有識者
  - 四 その他校長が必要と判断する者
- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないように努めなければならない。
- 第4（任期）委員の任期は、委嘱された日から1年間とし、再任を妨げない。ただし、職をもって充てられる委員の場合は、その任にある期間とする。
- 第5（役員）本会に次の役員を置く。会長は委員の互選によってこれを定める。他の役員については、会長が定める。
- 一 会長（1名）
  - 二 副会長（若干名）
  - 三 部会長（各部会1名）
- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 部会長は、部会を総括する。
- 第6（運営委員会）本会に、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、本会会長、同副会長、各部会長、PTA会長、学校長、副校長のほか、本会委員の中から、校長が推薦する者をもって構成する。
  - 3 運営委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「足立区学校運営協議会規則」に基づく学校運営協議会として位置づけることができる。
  - 4 運営委員会の運営等の詳細については、別途定めることとする。
- 第7（会の開催回数）本会は、年間6回程度の定例会を開催することとし、必要に応じて臨時会を開催する。
- 第8（意見の聴取）会長は、必要に応じ、定例会等において教職員及びPTA並びに児童等の出席を求め、その意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。
- 第9（会の公開）定例会等は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。
- 第10（会議録の作成）会議の場所、日時及びその内容について、会議録を作成するものとする。
- 第11（活動内容）本会の目的を達成するために以下の部会を設置し、活動を行う。
- 一 家庭教育部会  
家庭教育力の向上のための研修会や親子交流事業の企画・運営や、情報紙の発行等を行う。
  - 二 評価部会  
学校運営についての意見や要望、助言を行うとともに、その評価を行う。また、児童の意見や要望を反映した授業の工夫や改善を行う授業診断についての助言を行う。
  - 三 広報部会  
開かれた学校づくり協議会を中心とした学校、地域、保護者の取り組みや活動を十分に周知できるよう広報活動を行う。
  - 四 学習環境部会  
開かれた学校づくり協議会が地域や保護者から部員を募り、学校教育を支援する目的で活動するとともに、直接児童の教育に携わる活動も行い、学校と協力して児童の学力向上と心と体の健全育成に努める。
  - 五 その他本会の目的を達成するための必要な部会を設置し、活動を推進する。
- 第12（補助金の経理）本会の活動にかかる経費のうち、補助金については、以下のとおり行う。
- 一 教育委員会より交付された補助金については、各交付要綱に基づき執行する。
  - 二 帳簿及び証拠書類の保存年限は、当該年度の翌年から5年とする。
- 第13（秘密の保持）本会の活動を通じて知り得た個人情報等は他に漏らしてはならない。
- 第14（事務局）本会の事務を処理するために、学校内に事務局を置く。事務局は、本会委員及び学校長の選任した者をもって組織する。
- 第15（委任）この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 本要綱は、平成 年 月 日から施行する。

# 足立区立栗原北学校コミュニティ・スクール運営委員会

## 運 営 要 領

### 第1 目的

運営委員会は、開かれた学校づくり協議会の中核として、また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「足立区学校運営協議会規則」に基づく学校運営協議会として、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むことを目的とする。

### 第2 役割

運営委員会は、以下の役割を担う。

- 一 開かれた学校づくり協議会を円滑に運営する。
- 二 学校の運営に関して校長が作成する以下の基本的な方針について審議・承認する。
  - ①教育課程の編成に関する事
  - ②学校経営計画に関する事
  - ③組織編成に関する事
  - ④学校予算の編成・執行に関する事
  - ⑤施設管理・施設設備等の整備に関する事
- 三 次の事項について意見を申し出ることができる。
  - ①学校運営に関する事
  - ②教職員の採用その他の任用に関する事

### 第3 組織

運営委員会は、「足立区立栗原北小学校開かれた学校づくり協議会要綱」第6の2項の規程により選任された委員をもって構成する。なお、役員を選任にあたっては、地域代表、保護者代表、学校代表のバランスに考慮することとする。

### 第4 運営

運営委員会の運営は、以下のとおり行う。

- 一 運営委員会は、会長が招集する。
- 二 運営委員会は、委員総数の過半の委員の出席により、会議を開くことができる。
- 三 運営委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。
- 四 会長が必要と認めたときは、関係者を会議に出席させることができる。
- 五 運営委員会は、年間6回程度の定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催する。

#### 2 会議録の作成

会長は、運営委員会の開催の場所、日時及びその内容について、会議録を作成するものとする。

#### 3 事務局

運営委員会に関する事務は、開かれた学校づくり協議会の事務局が担当する。

#### 4 運営経費

委員の研修や活動報告書の作成等にかかる経費は、学校配付予算を充てる。